

「人事・給与等業務・システム最適化計画」の概要

平成16年2月27日

第1 業務・システムの概要

人事・給与等業務の最適化に当たっては、決裁等事務処理を見直すとともに、「人事・給与関係業務情報システム」を導入することにより、①人事・給与等業務の簡素化・合理化、②システムの運用等に係る政府全体の経費の最小限化、③安全性・信頼性の確保及び個人情報の保護を図ることを基本理念とする。

第2 最適化の実施内容

人事・給与等業務について、次に掲げる最適化を実施する。これにより、年間約20億円の経費削減（試算値）、年間延べ約1,300万時間分の業務処理時間（届出・申請に要する職員の事務負担軽減分を含む。）の短縮（試算値）が見込まれる。

1 情報システムの統一化

各府省等は、2004年6月末を目途に、本システムの導入計画を策定し、既存システムを2007年度末までに、本システムに更新する。

制度改正等による人事・給与情報システムに必要な改修については、人事院等において一元的に行う。

2 情報の電子化と処理の自動化

一度入力された情報の多面的活用（シングルインプット・マルチユース）を基本とするため、人事・給与等関係情報を電子化し、情報の転記や計算事務を含む業務について、その全部又は一部の自動化を図る。

これにより、年間延べ約1,000万時間（試算値）の業務処理の簡素化が見込まれる。

(例)

- ① 俸給の月額、手当の支給額、共済掛金等給与の支給に必要な情報を電子化し、これらの情報を基に自動的に給与計算ができるようにする。
- ② システム上で人事異動案を作成することにより、人事異動通知書の作成や人事記録の更新を自動化する。
- ③ 人事・給与等業務における職員への通知については、原則として電子的に行う。

3 データの総合的な利活用

- (1) 人事管理事務システム、給与管理事務システム、届出・申請処理システム等を連携させることにより、データの重複登録その他の事務を不要とする。

(例) 職員に対して人事異動等の発令をした場合に、月次の給与計算のために別途当該職員の級号俸等を入力する事務を不要とする。

- (2) 府省等間のデータ送受信を可能にする。

(例) 人事記録、扶養手当等の認定簿

- (3) 人事・給与部門以外の組織等との情報授受に電子データを活用する。

これらにより、年間延べ約100万時間（試算値）の業務処理の簡素化が見込まれる。

4 業務処理手続等の簡素化

- (1) 証明書類の提出の省略

手当の申請に添付する証明書については、既に提出しているものがある場合は、当該書類の添付を省略することができる。

- (2) 運用上行っている届出等の廃止

他府省等から異動してきた職員の扶養手当、住居手当等については、異動時の新たな届出を不要とする。

- (3) 決裁等の事務処理の簡素化

人事・給与等業務を処理する上で必要な決裁については、以下の決裁階層を基本として、必要最小限度に簡素化する。

① 案件の的確な審査と迅速な事務処理の観点から、決裁階層を三段階とすることを基本とする。

② 原局起案の文書について官房へ合議がなされる場合の官房における決裁は、二段階とすることを基本とする。

(4) 人事・給与関係の調査に係る事務の簡素化

国家公務員給与等実態調査等については、各府省等の職員情報データベースに収録されているデータは、同データベースから自動的に抽出し、人事情報共通データベースに送信することにより、データ作成等の事務を原則として不要とする。

各府省等において手作業により調査票の集計又は作成を行っている調査など上記以外の調査については、職員情報データベースにおいて集計等に必要なデータを自動的に抽出することにより、事務処理の大幅な簡素化を図る。

これらにより、年間延べ約200万時間（試算値）の業務処理の簡素化が見込まれる。

5 安全性・信頼性の確保及び個人情報の保護

安全性・信頼性の確保及び個人情報の保護に関しては、人事院等は、各府省等の情報セキュリティポリシーを踏まえ、システムの十分な安全対策のための基準を設け、人事院等及び各府省等は、当該基準及び自府省等の情報セキュリティポリシーに基づき、監査を含む必要な対策を講ずる。特に、府省等間におけるデータ交換については、利用者の認証、アクセス制限に加え、データの暗号化等の対策を講ずる。

第3 システムの導入に伴うその他の施策

(1) 各府省等は、職員の協力を得て、給与の全額振込化を更に推進する。

また、民間金融機関の協力を得て、民間金融機関のインフラ整備に合わせて、官庁会計事務データ通信システムとの連携を図りつつ、給与支払業務を「資金前渡官吏による分散型」から「センター支出官による集中型」に切り替えるなどの措置を講ずる。

これにより、年間延べ約200万時間（試算値）の業務処理の簡素化が見込まれる。

（2） 府省等の規模等によっては、機器等の共同利用を行う。

（参考）

- ① 経費の削減効果（試算値）は、人事・給与関係業務情報システムを各府省等において導入する場合の経費（機器等負担額）及び同システムの保守・改修に必要となる経費を大まかに推計し、各府省等において、現在、運用している人事・給与等業務に係る既存のシステムの2001年度及び2002年度の運用経費（他のシステムとハード等を共有している場合は、業務割合等で按分して経費を算出）を基に算出（推計）した年間平均運用経費との差額を示したものであって、各府省等の情報システム関係経費の削減可能額を意味しているものではない。
- ② 業務処理時間の短縮効果（試算値）は、業務処理時間の短縮効果に係る民間の知見と一部府省を対象に調査した代表的な人事・給与等業務の処理時間を基に、全府省等において「人事・給与関係業務情報システム」が導入され、かつ、決裁等の事務処理が簡素化され、本システムの導入に伴うデータ整備等の一時的な事務負担増が解消された場合に、どの程度の短縮効果が見込まれるかを大まかに試算したものであり、各府省等におけるシステム化を含む現在の業務処理の実情により、実際の効果は大きく変動しうる。